



(案)

# 大阪市未来都市創生総合戦略

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

【令和6年3月策定】



	(頁)
1 はじめに	1
(1) 国における地方創生に関する戦略の変遷	1
(2) 大阪市における総合戦略の変遷	2
2 戦略の位置付け	4
(1) 趣旨	4
(2) 戦略の期間	4
(3) 構成	4
(4) 推進体制	4
3 基本的な視点	5
(1) 大阪市人口ビジョン	5
(2) SDGsの推進	8
(3) DXの推進による取組の加速化・深化	11
(4) 副首都・大阪の実現	13
4 戦略の方向性	14
(1) 考え方	14
(2) 方向性	15
5 基本目標及び数値目標	16
6 基本目標の達成に向けた施策の柱立て	20
7 施策の柱立てにおける具体的な施策	25
【参考】まち・ひと・しごと創生法	27

# 1 はじめに

## (1) 国における地方創生に関する戦略の変遷

- 人口減少・少子高齢化と東京圏への人口の一極集中が同時に進行する中、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年12月には、2060年（令和42年）に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための5か年の目標や施策の基本的方向性等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～令和元年度）」が閣議決定された。
- 令和元年12月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が改訂され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の枠組みを引き継ぎつつ、地方創生の動きを一層促進させるため、Society5.0の実現に向けた技術の活用、SDGsを原動力とした地方創生などの新たな視点を加えた「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）」が策定された。
- その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより社会情勢が大きく変化する中、令和4年6月にはデジタルの力を活用して全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会をめざす「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、同年12月には、「デジタル田園都市国家構想」を実現するための施策や工程表などをとりまとめた「デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和5～9年度）」（以下、「国の戦略」という。）が策定された。

## (2) 大阪市における総合戦略の変遷

### 第1期 大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 「まち・ひと・しごと創生法」等においては、地方公共団体は「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に努めることされている。
- 大阪市においては、平成28年3月に、人口の現状を分析し、その認識を市民と共有するとともに、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「大阪市人口ビジョン」を策定し、その内容を踏まえた政策目標や施策の基本的方向などをとりまとめた「第1期 大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～令和元年度）」（以下、「第1期総合戦略」という。）を策定した。
- 「第1期総合戦略」では、次の方向性と基本目標を設定し、取組を進めた。

#### 【第1期総合戦略の方向性】

- ・ 東京と並び日本をけん引する第二極として国内外からヒト・モノ・カネ・情報が集まる魅力と活力あふれる大阪の実現をめざす
- ・ 現役世代、とりわけ若者・女性の活躍促進及び子育て・教育環境を充実させ、出生率の増加につなげる
- ・ 誰もが健康でいきいきと安心して暮らし続けられる地域づくりを進める
- ・ 地域団体、市民、NPO、企業など多様な活動主体との連携・分担を促進する

#### 【基本目標】

魅力と活力あふれる大阪をつくる、 誰もが活躍できる社会をつくる、 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる

- 平成30年度には同戦略を改訂して、SDGsの推進について追記し、SDGsの理念が総合戦略の方向性と一致することから、両者を一体的に推進することとした。

### 第2期 大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 「第1期総合戦略」に基づく具体的な施策については、総じて順調に進捗し、数値目標とした指標が改善するなど、基本目標の実現に向けて着実な進捗が認められた。

- 一方で、依然として出生率の低下や東京圏への転出超過の傾向は続いてきたため、子育て・教育環境の充実や、経済の活性化、都市魅力の創造・発信などの取組を引き続き充実させていく必要があった。
- このような認識のもと、国の「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）」の策定を踏まえ、令和2年3月に「大阪市人口ビジョン」を改訂し、令和2年度から令和6年度までを対象とした「第2期 大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第2期総合戦略」という。）を策定した。
- 「第2期総合戦略」では、「第1期総合戦略」の取組の方向性と基本目標を維持しつつ、次の方向性を加えて取組を進めた。

**【第2期総合戦略で加えた方向性】**

- 2025年日本国際博覧会の開催も見据え、施策の改善・充実を図る
- 新たな施策の柱立てとして「環境先進都市大阪の実現」を加えるほか、経済・社会・環境の三側面を統合する取組を実施することで、さらなるSDGsの推進をめざす
- 「多文化共生のまちづくり」にも取り組むほか、社会経済情勢の変化や国の動向も踏まえながら、スマートシティ戦略の推進を図る
- 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえながら、地方創生の取組を総合的に推進する

## 大阪市未来都市創生総合戦略の策定

- 令和4年6月に策定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、地方は「国の戦略」に基づき地方版総合戦略の策定・改訂に努めることとされている。
- このため、「第2期総合戦略」の期間中ではあるが、「国の戦略」を踏まえた新たな総合戦略として、令和6年度を始期とする「大阪市未来都市創生総合戦略」（以下、「本戦略」という。）を策定する。

## 2 戦略の位置付け

### (1) 趣旨

- 本戦略は、大阪市が将来にわたって持続可能な都市として成長・発展していくため、大阪市人口ビジョン等を踏まえ、政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめるものである。

### (2) 戦略の期間

- 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とする。

### (3) 構成

- 本戦略は【本編】と【アクションプラン編】で構成する。
- 【本編】では、政策分野ごとの取組の「基本目標及び数値目標」や「施策の柱立て」、「具体的な施策」を明示する。
- 【アクションプラン編】では、「具体的な施策」の指標(重要業績評価指標(KPI))や5年間の取組にかかる工程表を示しており、毎年度、各施策の効果を検証し、必要に応じてその結果を反映する。

### (4) 推進体制

- 本戦略は、市長をトップとする「(仮称)大阪市未来都市創生会議( )」において、進捗管理を行いながら、全庁的に推進する。

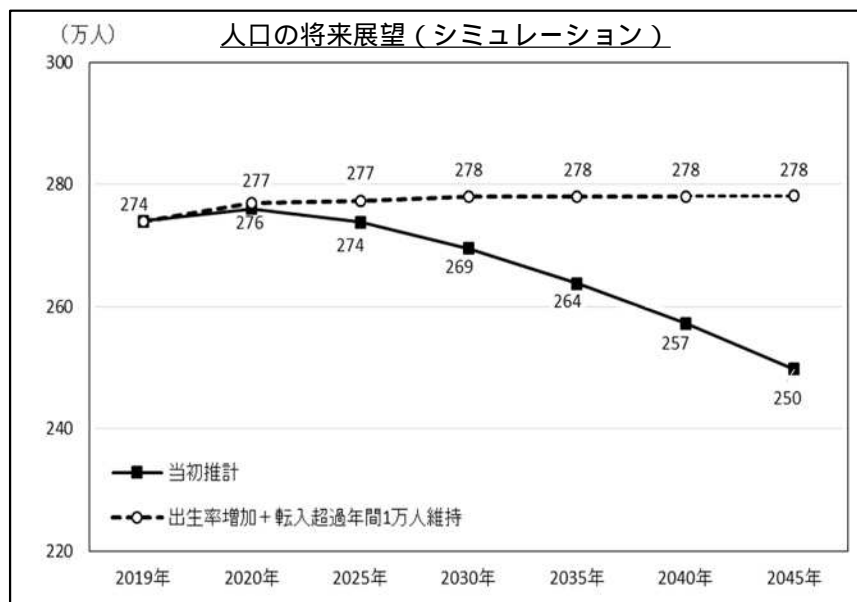
( ) 「大阪市まち・ひと・しごと創生会議」を要綱改正により名称変更予定

### 3 基本的な視点

#### (1) 大阪市人口ビジョン

##### 人口ビジョンの概要

- 令和2年3月に最新の数値や状況の変化を踏まえて更新した「大阪市人口ビジョン」では、大阪市の人口は、2020年（令和2年）頃を境に減少に転じ、2045年（令和27年）には約250万人にまで減少すると見込んでいる。
- そのうえで、大阪市の人口動態の特徴を「低い合計特殊出生率」、「減少する生産年齢人口・昼間人口」、「転入超過の縮減と東京圏への人口流出」、「高齢化の進展」の4つに整理し、取組の方向性を提示している。

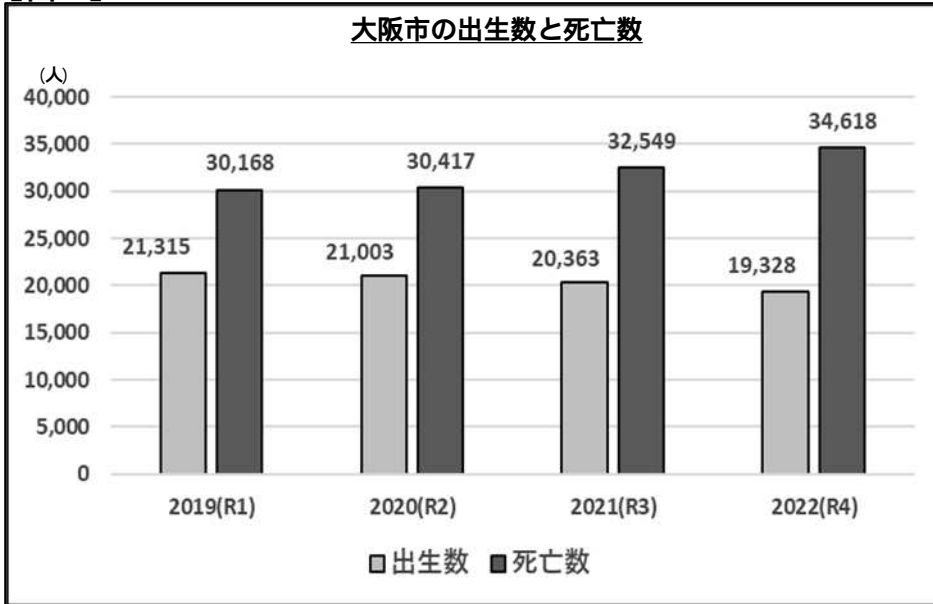


## 令和2年3月更新以降の人口動向

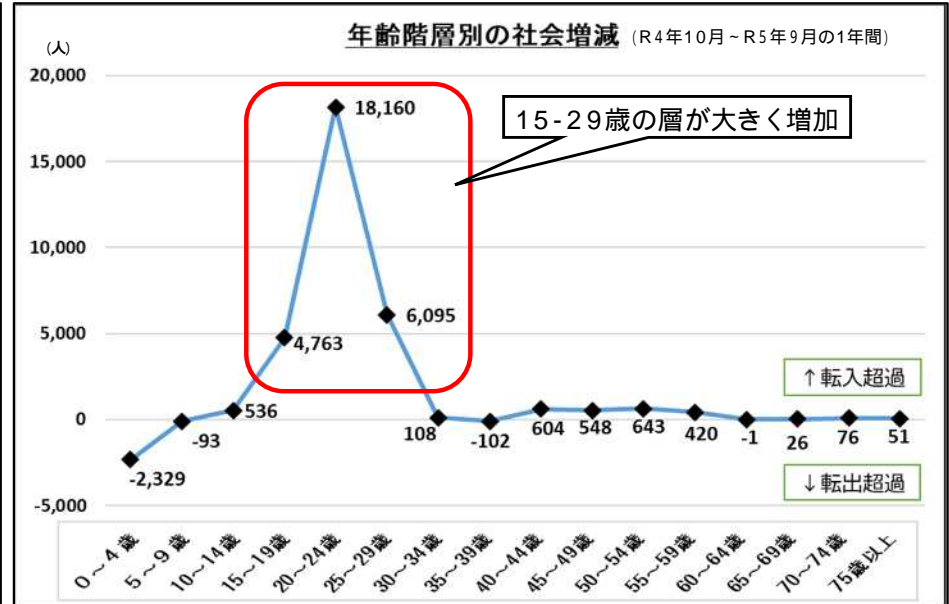
- 少子高齢化が進む中、出生数が減少する一方で死亡数は増加し、死亡数が出生数を上回っているため（図1参照）、自然増減は減少傾向となっている。
- 社会増減は、15～29歳の若年層の流入（図2参照）や、中国・ベトナムなどのアジア圏からの外国人住民が急激に増えている（図3参照）ことから増加傾向が続いており、こうした方々が大阪市に魅力を感じ、居住地として選んでいることがうかがえる。
- その結果、大阪市の人口は、社会増が自然減を上回っており、令和2年3月の「大阪市人口ビジョン」更新時の見込みとは異なり、これまでのところ増加傾向が続いている（図4参照）。
- 本戦略の策定及び推進にあたっては、現行の「大阪市人口ビジョン」の内容に加え、このような人口動向も踏まえる必要がある。



【図1】



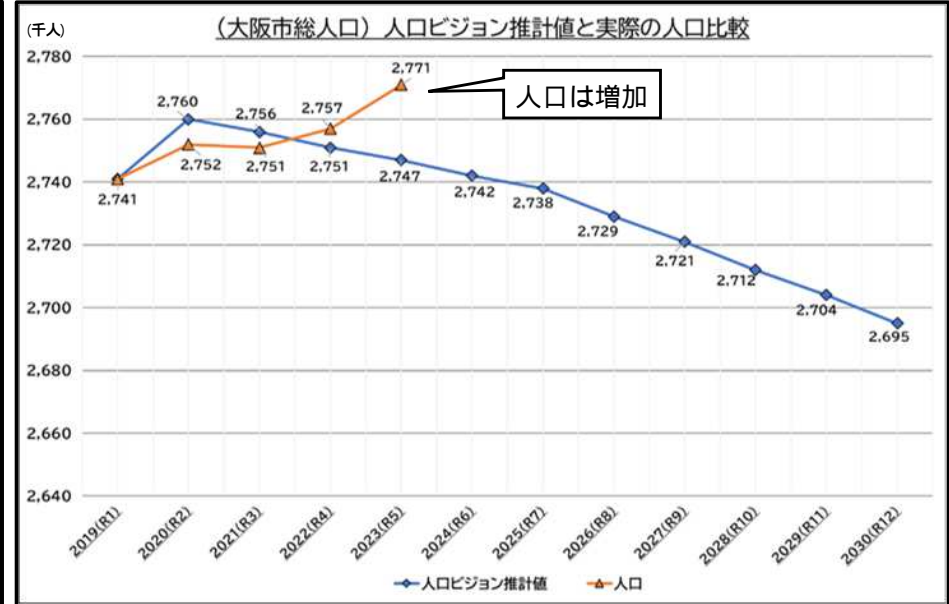
【図2】



【図3】



【図4】



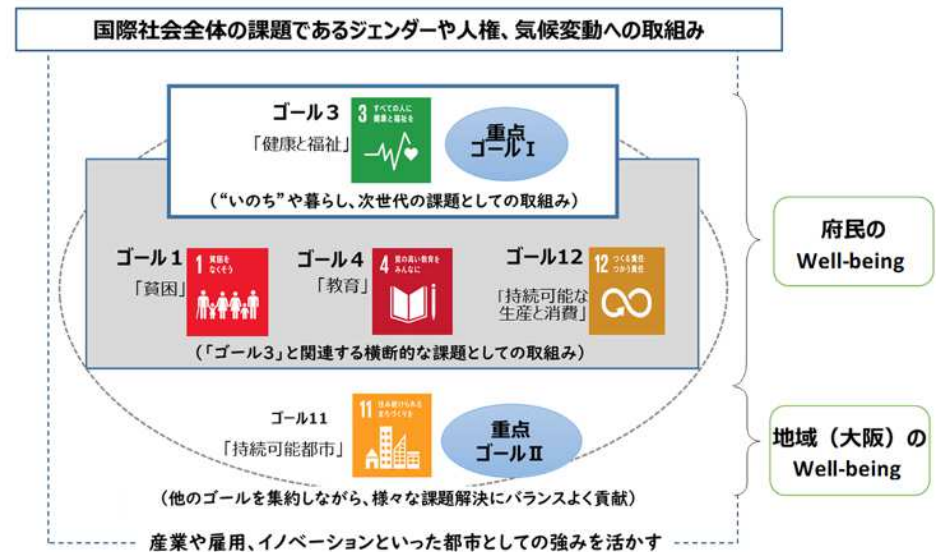
## (2) SDGsの推進

### Osaka SDGs ビジョン

- 令和2年3月に大阪府が策定した「Osaka SDGsビジョン」は、2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsの達成に貢献する「SDGs先進都市」を実現するため、大阪がめざす姿を明確にし、府民や企業、市町村などの様々なステークホルダーと共有することで、大阪全体でSDGsの新たな取組の創出を図っていくことを目的としたものである。
- 大阪市も、「Osaka SDGsビジョン」を念頭に置いて、本戦略に基づく取組を推進する必要がある。

#### 【Osaka SDGsビジョンにおける重点ゴール】

- SDGs先進都市として、国際社会全体の課題であるジェンダーや人権、気候変動に取り組むことはもとより、万博のテーマである「いのちや暮らし、次世代に関わる課題を有するゴール3（健康と福祉）」を「府民の豊かさ〔Well-being〕」をめざす重点ゴールとして位置づけ、関連する横断的な課題であるゴール1（貧困）、4（教育）、12（持続可能な生産と消費）に取り組む。
- また、他のゴールを集約しながら様々な課題解決にバランスよく貢献できるゴール11（持続可能都市）を「大阪の豊かさ〔Well-being〕」をめざす、もう一方の重点ゴールとして取組みを広げていく。
- 重点ゴール等の推進にあたっては、産業や雇用、イノベーションといった都市としての強みを活かしていく。



## SDGs未来都市

- 国は、地方創生SDGsの達成に向け、優れた取組を提案する地方自治体を「SDGs未来都市」として選定し、その中で特に優れた先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定し、支援している。
- 令和2年7月に、大阪府・市（共同提案）は未来都市に選定され、さらにG20大阪サミットにおいて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、プラスチックごみ問題への対応で世界を先導する取組がモデル事業に選定された。
- 令和2年10月には「大阪府・大阪市SDGs未来都市計画（令和2～4年度）」を策定し、モデル事業に関する取組や子どもの貧困対策などの施策について、経済・社会・環境の3側面から総合的に取り組むこととした。
- 令和5年3月には「第2期 大阪府・大阪市SDGs未来都市計画（令和5～7年度）」を策定し、総合的かつ効果的な取組を大阪府・市で推進している。

### <大阪府・市の「SDGs未来都市」共同提案概要>

#### 【タイトル】

2025年大阪・関西万博をインパクトとした「SDGs先進都市」の実現に向けて

#### 【めざす姿】

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げる2025年大阪・関西万博の開催都市として、行政だけでなく、府民や企業、市町村、金融機関、経済界などあらゆるステークホルダーとの連携を広げつつ、SDGsの目標達成年である2030年に向け、一人ひとりがSDGsを意識し自律的に行動する「SDGs先進都市」の実現をめざす。

## 総合戦略とSDGs

- 国連は、SDGsの推進について、「誰一人取り残さない持続可能な世界の実現」に向け、大胆に変革していくことを基本理念に、経済・社会・環境の3側面を不可分なものとして調和させ、貧困や格差の撲滅など17のゴールを掲げて統合的に取り組むこととしている。
- 大阪市では、SDGsの理念を取り込んだ本戦略を策定し、引き続き、経済・社会・環境の3側面からの取組を積極的に推進することにより、SDGsの達成に貢献する。
- 本戦略がめざすSDGsのゴールは、「アクションプラン編」の具体的な施策の工程表において明記する。



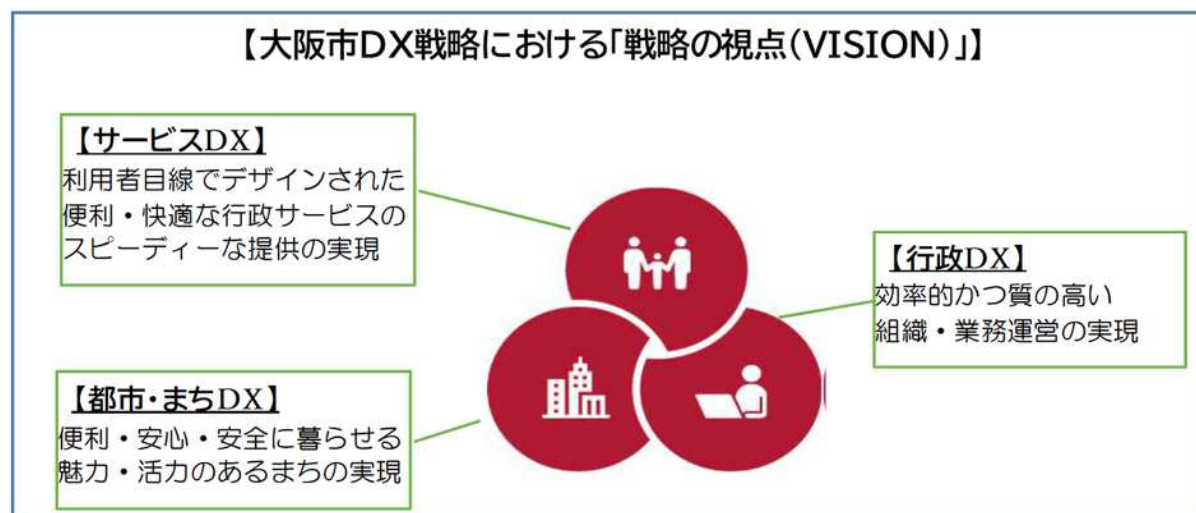
## (3) DXの推進による取組の加速化・深化

### DX推進の必要性

- 我が国では、近い将来、生産年齢人口の減少に伴う労働力の絶対量が不足することが想定されている。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、テレワークの普及や地方移住への関心が高まるなど、暮らしや仕事のあり方が変化し、社会ニーズも複雑化・多様化している。
- こうした社会変容に伴う課題に対して、「国の戦略」では、「デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っており、地方が直面する社会課題の解決の切り札となるだけでなく、新しい付加価値を生み出す源泉である。成長と分配の好循環を図り、我が国の経済社会を持続可能なものとしていくためには、今こそ各地域で様々な分野において、地域の実情に応じてあらゆる分野でデジタル技術を有効に活用しつつ、デジタルトランスフォーメーション（DX）を強力に推進することが求められている」とされている。

## 大阪市の取組

- 大阪市では、大阪府・市で策定した大阪スマートシティ戦略を踏まえ、基礎自治体としてDXを推進するとともに、府・市・経済界などが連携し、夢洲やうめきた2期におけるスーパーシティ構想を推進することにより、住民の生活の質（QoL）の向上や都市の競争力強化を図っている。
- また、データやデジタル技術の活用を前提に、サービスの利用者目線で、大阪市のまちや地域のあり方、サービスや行政のあり方を再デザインし、社会環境の変化にも的確に対応していくことにより、大阪市内で生活、経済活動を行う多様な人々がそれぞれの幸せ（Well-being）を実感できる都市への成長・発展をめざし、令和5年3月に「Re-Designおおさか ~大阪市DX戦略~」（以下、「DX戦略」という。）を策定し、DXを推進している。
- 本戦略に基づく取組を加速化・深化させるには、DXを強力に推進することが重要であるため、DX戦略の理念を取り込んで本戦略を策定し、取組を推進する。



## (4) 副首都・大阪の実現

### 副首都ビジョン

- 大阪府・大阪市・堺市で取りまとめている「副首都ビジョン」では、大阪が、経済面、バックアップ面、行政・政治面において、平時の日本の成長、非常時の首都機能のバックアップを担う副首都として、2050年代には、東京一極集中・中央集権から地方分散・分権型の国へ転換するための先導役を果たすという考え方を示している。

### 「副首都・大阪」の実現に向けた取組

- 若者や女性のチャレンジにあふれたワクワクする「副首都・大阪」の実現に向け、まずは大阪自ら東京に次ぐ経済力を有する都市となるとともに、経済的ポテンシャルを向上させ、世界標準の都市機能の充実、府市一体を核とした行政体制の整備、チャレンジを促す経済政策を推進する。
- 大阪市では、大阪がめざす副首都の姿を方向性の一つとして本戦略を策定し、取組を推進する。

## 4 戦略の方向性

### (1) 考え方

- 国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」においては、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による取組についても引き続き推進（継承・発展）しつつ、地方においてDXを積極的に推進し、地方創生の取組を加速化・深化させることとされている。
- また、「第2期総合戦略」の具体的な施策については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、一部の取組においてやや遅れが生じたものの、数値目標としている指標が一定改善するなど、概ね順調に進捗し、大阪市の人口もこれまで増加傾向が続いているため、「第2期総合戦略」で設定した方向性は有効であったと考える。
- このため、本戦略においても、SDGsの理念のもと「第2期総合戦略」で掲げてきた方向性を基本的に維持しつつ、新たな方向性として、あらゆる分野でDXを推進し、住民の生活の質（QoL）の向上や都市の競争力強化を図り、誰もがWell-beingを実感できる都市への成長及び発展をめざすことを加える。
- なお、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大や急激な物価高騰など「市民生活」や「事業者の経営」を脅かす事態が生じた際には、必要に応じて最優先で対応する。



## (2) 方向性

一人ひとりが多様な幸せ（ Well-being ）を実感でき、誰もが安心していつまでも住み続けたいと思う「にぎやかで活気あふれるまち大阪」の実現をめざす

- ◆ 日本一の子育て・教育サービスの実現に向け、安心して子どもを産み育て、働くことができる環境や、すべての子どもが等しく教育を受けられる環境の整備を進める
- ◆ 現役世代、とりわけ若者・女性の活躍を促進するとともに、外国人住民が地域社会の一員として安心して生活することができるよう、多文化共生のまちづくりに取り組む
- ◆ 誰もが健康でいきいきと安心して暮らし続けられる地域づくりを進める
- ◆ 地域団体、市民、NPO、企業など多様な活動主体との連携・分担を促進する
- ◆ 2025年大阪・関西万博の開催を契機とし、「いのち輝く未来社会」の実現に資する施策の充実を図る
- ◆ 国内外からヒト・モノ・カネ・情報が集まる魅力と活力にあふれ、東西二極の一極として日本の成長をけん引する大阪の実現をめざす
- ◆ ゼロカーボンおおさかの実現に向けた取組などを推進し、国際社会に貢献する環境先進都市大阪をめざす
- ◆ あらゆる分野でDXを推進し、住民の生活の質（ QoL ）の向上や都市の競争力強化を図り、誰もが Well-being を実感できる都市への成長・発展をめざす

# 5 基本目標及び数値目標

## 未来を担う人材を育成するとともに誰もが活躍できる社会をつくる

- 日本一の子育て・教育サービスの実現に向け、
  - 安心して子どもを産み育て、働くことができるよう、すべての妊産婦等・子育て世帯・子どもへの包括的な支援に取り組むとともに、どのような家庭状況であっても等しく子育てができる環境の整備を推進する
  - すべての子どもが等しく教育及び医療を受けられるよう取り組むとともに、子どもの安全・安心の確保や学力の向上、個性や才能を伸ばす取組を進めるなど、子どもの成長を社会全体で支える
- 若者・女性の経済的基盤の安定化に向けた就労支援や、企業・地域等における女性の活躍を推進するとともに、外国人住民が地域社会の一員として安心して生活し、活躍できるように取り組む

### 【数値目標】

KPI (指標)	目標値 (達成をめざす時期)
保育所等利用保留児童数	解消 (毎年度)
児童虐待の未然防止	重大な児童虐待 0件 (毎年度)
全国学力・学習状況調査における平均正答率の対全国比	小・中学校：国語1.00、算数1.00 (令和7年度)
教員の勤務時間の上限に関する基準を満たす教職員の割合 学校園における働き方改革推進プランより <本市調査>	基準1 ( 1 ) : 56.4% (令和7年度) 基準2 ( 2 ) : 84.9% (令和7年度)
若者の就業率 (15～34歳)	全国平均を上回る (令和6年)
女性の就業率 (15歳～)	全国平均を上回る (令和6年)

- 1 (基準1) 次の2点の基準を満たすこと
- ・ 1か月の時間外勤務時間が45時間を超えない
  - ・ 1年間の時間外勤務時間が360時間を超えない

- 2 (基準2) 次の4点の基準を満たすこと
- ・ 1年間の時間外勤務時間が720時間を超えない
  - ・ 1か月の時間外勤務時間が45時間を超える月を1年間に6月まで
  - ・ 1か月の時間外勤務時間が100時間を超えない
  - ・ 連続する複数月2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、時間外勤務時間の1か月当たりの平均が80時間を超えない

## 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる

- 誰もがそれぞれの地域において、健康でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、市民の健康づくりや暮らしを守る福祉の向上に向けた取組を進める
- 大規模災害の発生に備え、防災・減災対策に取り組むとともに、地域における防犯力の向上を図る
- 地域の実情に即した特色ある施策を展開するとともに、多様な活動主体の自律的な取組を支援し、地域コミュニティの活性化を図る

### 【数値目標】

KPI（指標）	目標値（達成をめざす時期）
健康寿命	平均寿命の延びを上回る健康寿命の延び (大阪市健康増進計画の令和11年中間見直し時点)
地域包括支援センター66か所のうち「事業評価指標」の全項目を満たす地域包括支援センターの割合	90%以上を維持（毎年度）
街頭犯罪等（自動車関連犯罪・子どもや女性への性犯罪）の認知件数	3,859件（令和5年）以下とする（毎年）
大阪市市民活動総合ポータルサイトで情報発信された件数	1,000件（令和6年度）

## 魅力と活力あふれる大阪をつくる

- 産業・文化の集積など大阪・関西が持つ強みに磨きをかけるとともに、大阪の都市の魅力を全世界に発信することで、国内外からヒト・モノ・カネ・情報が集まる魅力あふれる大阪を実現する
- 集客・観光や医療・健康など成長分野の産業振興やイノベーションを生み出す取組を進めることにより、生産性を高め、新しい価値を創出する都市をめざす
- すべての主体の参画と協働のもと、ゼロカーボンおおさかの実現、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に取り組み、地球環境への貢献を果たしていくことによって、国際社会に貢献する環境先進都市大阪の実現をめざす

### 【数値目標】

KPI (指標)	目標値 (達成をめざす時期)
実質成長率 ( 1 )	年平均 2 % 以上 ( 令和 7 年度 )
日本人延べ宿泊者数 ( 1 )	( 「大阪都市魅力創造戦略2025」の改訂をもって、設定 )
来阪外国人旅行者数 ( 1 )	( 「大阪都市魅力創造戦略2025」の改訂をもって、設定 )
東京圏への転出超過人口	3,569人 ( 令和元年 2 ) 以下とする ( 毎年 )
大阪におけるスタートアップ創出数	300社創出 ( うち大学発100社 ) ( 令和 2 ~ 6 年度 )
市域の温室効果ガス排出量	温室効果ガス排出量を平成25年度比で50%削減 ( 令和12年度 )

1 大阪府域

2 新型コロナの影響を受ける前年

## DXの推進を通じてそれぞれの幸せを実感できる都市への成長・発展につなげる

- データやデジタル技術の活用を前提に、行政サービスそのものやその提供スタイルを進化させ、大阪市で生活、経済活動を行う多様な人々がそれぞれの幸せ (Well-being)を実感できる都市への成長・発展につなげる

### 【数値目標】

KPI (指標)	目標値 (達成をめざす時期)
総務省が実施する「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」を基に研究機関・報道機関等が算出した順位・指数	順位 5位以内 指数 62以上 (毎年度)
行政手続きのオンライン化数	2000手続き (令和7年度末)

令和7年度までに実施可能な手続きをすべてオンライン化

## 6 基本目標の達成に向けた施策の柱立て

### 未来を担う人材を育成するとともに誰もが活躍できる社会をつくる

#### ◆ 未来の大阪を担う子どもを安心して生み育てられる社会の実現

- 子どもを生み・育てることを希望する方への支援を充実させるとともに、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない伴走型の相談・支援などに取り組む
- 子育て世帯の多様なニーズにきめ細かく対応するとともに、経済的な負担等を感じることなく安心して子育てができるよう、保育を必要とするすべての児童の入所枠の確保や在宅児等への支援の充実、小学生が放課後に安全に活動できる健全育成の場の提供、子どもの居場所づくりなどに取り組む
- 人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期からの子どもの育ちの重要性に鑑み、幼児教育・保育の質的向上に向けた取組の充実を図る
- 習い事・塾代助成により、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもたちの学力や学習意欲、個性を伸ばす機会を提供する
- ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で課題を抱える子ども・青少年に、個々の状況に応じて、社会参加に向けた自立を支援する
- 子どもの安全・安心を守れるよう、児童虐待防止体制の強化、社会的養護の充実を図るとともに、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援に向けた環境整備などの取組を推進する
- 子育て世帯等の市内定住を促進するため、子育て世帯等が良質な住宅を確保できるよう支援する

## ◆ **すべての子どもが健やかで心豊かに自立した個人として成長できる教育環境の実現**

- すべての子どもが自分の可能性を追求できるよう、いじめや不登校への対応、自他を尊重し思いやる豊かな心の育成など、安全・安心な教育を推進する
- 誰一人取り残さない学力の向上をめざした取組、AI時代やグローバル社会に必要な言語活動、理数教育、英語教育等の取組を強化するとともに、健康で活力のある生活を送るための基礎となる体力の向上を図る
- 教育におけるDXを推進するとともに、学校現場への専門スタッフの配置や、ICTの活用による学校運営の効率化等の取組を一層進め、教職員の働き方改革を推進する

## ◆ **若者・女性・外国人等誰もが活躍できる社会の実現**

- 総合相談支援窓口において、求職者のニーズ・状況に応じ、相談から就労に向けた準備、就職、そして就職後の定着までの一貫したきめ細かな支援を行う
- 若者、女性へは、就労準備段階において、早期に就職できるよう、職業適性診断等の支援を行う
- 就職後も離職せず安定した生活を送れるよう、ニーズに合った企業とのマッチング等の支援を行うとともに、職場定着支援を行う
- 企業における、女性の継続就労や管理職登用の取組が進むよう、意識改革や環境整備を進める
- 誰もが自らの能力を発揮し働けるよう、家事・子育て・介護等を男女が共に担うなど、仕事と家庭の両立に向けたワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組む
- 様々な地域活動において、女性の視点を取り入れることや女性がリーダー的役割を果たすことについて理解を広めるとともに、地域活動に参画意欲のある女性への支援や、女性が活動の中心的な役割を担う意義・重要性について意識啓発に取り組む
- 外国人住民が、教育、子育て、防災など様々な分野において行政サービスを着実に享受し、地域社会の一員として安心して生活することができるとともに、能力を発揮し活躍できるよう取り組む

## 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる

### ◆ **市民の健康増進と暮らしを守る福祉等の向上**

- 市民の健康寿命延伸をめざし、生活習慣改善の働きかけや重症化予防に取り組むとともに、検診の普及啓発や受診環境の整備などがん対策を推進する。また、依存症対策の充実・強化を図るとともに、若年層等への自殺防止対策を推進する
- 地域包括ケアシステムの推進体制の充実に取り組むとともに、認知症高齢者や障がい者への施策を強化するなど、高齢者・障がい者等が身近なところで相談・支援を受けられ、いきいきと生活を送ることができる仕組みづくりを進める
- 生活困窮者の早期自立に向けた支援や生活保護制度の適正な運営など、生活の安心を支えるセーフティネットの確立を図る
- 地域における相談支援体制の整備や福祉人材の確保等、区や地域の実情に応じた地域福祉を推進する
- 犯罪被害者やその家族・遺族の状況に応じた適切な支援を行うとともに、犯罪被害者等が地域の人々の理解や協力を得られ、再び平穏な生活を営めるよう取り組む

### ◆ **地域の安全・安心に向けた取組の推進**

- 風水害や地震等から住民の生命・財産を守るため、自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策を推進する
- 防犯カメラを適正に運用管理し、犯罪を減少させるとともに、地域に影響を及ぼす空家等に対して総合的な対策を推進し、安全で安心できるまちを実現する



## ◆ **地域の実情に即した特色ある施策展開と地域コミュニティの活性化**

- 地域社会におけるネットワークづくりの支援や企業との連携強化、地域における公共の担い手の拡大に取り組むなど、多様な活動主体の参画・協働による活力ある地域社会づくりを推進する

## 魅力と活力あふれる大阪をつくる

### ◆ **大阪経済の活性化**

- 統合型リゾート（IR）の実現による国際観光拠点の形成、観光・文化芸術・スポーツ資源など大阪の持つ強みをさらに活かした都市魅力の創造・発信により、大阪のにぎわい創出を図る
- 公園の整備・リニューアル・利活用や道路空間の再編、歴史的建築物の活用等により、地域が持つストックやポテンシャルを活かした都市の魅力向上に取り組む
- 地域資源を活かした歴史的・文化的なまちなみの魅力を創出し、居住文化に関する魅力を発信するとともに、空家等を地域の資源と捉え、空家等を活用した地域活性化の取組を進め、大阪の居住地としてのイメージ向上を図る
- スーパーシティなどの国家戦略特区を活用した規制緩和や税制面でのインセンティブなど、大阪の成長をリードしていく仕組みにより、大阪のビジネス環境を向上させ、国内外から多くの民間投資を呼び込む
- 中小企業の経営基盤強化や海外展開など成長・発展に向けた支援に取り組むとともに、医療・健康など成長分野での産業振興、大阪公立大学設置による「知の拠点」の形成、さらなるスタートアップやイノベーションの創出促進、大阪独自の個性と機能を持った国際金融都市の実現に向けた取組を進める
- 2025年大阪・関西万博を契機として、大阪・関西の経済活性化を図るとともに大阪の都市魅力を全世界に発信する

## ◆ **都市インフラの充実**

- 国際競争力を持った都心部の拠点形成に向けて、民間開発等を促進し、大阪の成長や発展を支えるまちづくりを推進する
- リニア中央新幹線や北陸新幹線の早期全線開業とそれを見据えた新大阪駅周辺地域の新たなまちづくりや、なにわ筋線など新たな鉄道路線の整備、高速道路ネットワークや安全で快適な交通環境の充実など、都市インフラの整備等を着実に進めるとともに、カーボンニュートラルポート（CNP）の実現などによる港湾の国際競争力の強化、臨海地域の活性化に取り組む

## ◆ **環境先進都市大阪の実現**

- G20大阪サミット（2019年）で確認された地球規模の環境課題を踏まえ、気候変動対策や循環共生型社会の形成などに取り組み、環境と成長の好循環を推進する。特に、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンおおさか」の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大・エネルギー消費の抑制等に取り組む
- 徹底した省エネや再生可能エネルギーの普及促進などにより、エネルギーコストの低減とエネルギーセキュリティの向上に取り組むとともに、大阪の成長や市民の安全・安心な暮らしを実現する脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導する

## **DXの推進を通じてそれぞれの幸せを実感できる都市への成長・発展につなげる**

### ◆ **「Re-Designおおさか～大阪市DX戦略～」の推進**

- 「サービスDX」、「都市・まちDX」、「行政DX」の3方向から取組を進め、市民QoL（生活の質）の向上と都市力の向上をめざす
- DXの推進にあたっては、デジタルの恩恵をより一層実感できるようにするため、これまでの制度や慣習、行政サービスのあり方、仕事のやり方や働き方も大胆に見直し、業務効率化や労働生産性の向上を実現し、市民や事業者の視点で行政サービスそのものやその提供スタイルを進化させる

# 7 施策の柱立てにおける具体的な施策

基本目標	施策の柱立て	具体的な施策
<p>未来を担う人材を育成するとともに誰もが活躍できる社会をつくる</p> 	<p>未来の大阪を担う子どもを安心して生み育てられる社会の実現</p> <p>すべての子どもが健やかで心豊かに自立した個人として成長できる教育環境の実現</p> <p>若者・女性・外国人等誰もが活躍できる社会の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 妊娠前からの切れ目ない支援の充実と幼児教育・保育の質の向上</li> <li>▶ こども・青少年の生きる力の育成</li> <li>▶ 児童虐待防止体制の強化</li> <li>▶ 安全・安心な教育の推進</li> <li>▶ 未来を切り拓く学力・体力の向上</li> <li>▶ 学びを支える教育環境の充実</li> <li>▶ 若者・女性の活躍促進</li> <li>▶ 多文化共生のまちづくり</li> </ul>
<p>健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる</p> 	<p>市民の健康増進と暮らしを守る福祉等の向上</p> <p>地域の安全・安心に向けた取組の推進</p> <p>地域の実情に即した特色ある施策の展開と地域コミュニティの活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 健康都市大阪の実現</li> <li>▶ 高齢者等が安心して暮らせる社会の実現</li> <li>▶ 防災・減災対策の推進</li> <li>▶ 防犯対策の強化</li> <li>▶ 活力ある地域社会の実現</li> <li>▶ 西成特区構想</li> </ul>

上記のSDGsゴール番号については、基本目標における各施策が貢献するSDGsゴール番号をとりまとめたもの

基本目標	施策の柱立て	具体的な施策
<p>魅力と活力あふれる大阪をつくる</p> 	<p>大阪経済の活性化</p> <p>都市インフラの充実</p> <p>環境先進都市大阪の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 大阪の都市魅力の創造・発信</li> <li>▶ 大阪の強みを活かし、イノベーションが次々と生まれる好循環づくり</li> <li>▶ 中小企業振興と経済成長の担い手の育成</li> <li>▶ 交流人口・関連マーケットの拡大によるビジネスチャンスの創出</li> <li>▶ 2025年大阪・関西万博を契機とした大阪・関西の経済活性化及び都市格の向上</li> <li>▶ 大阪の成長をリードする拠点形成</li> <li>▶ 交通ネットワークや交通環境の充実</li> <li>▶ ゼロカーボンおおさかの実現</li> <li>▶ 循環型社会の形成</li> <li>▶ 快適な都市環境の確保</li> </ul>
<p>DXの推進を通じてそれぞれの幸せを実感できる都市への成長・発展につなげる</p> 	<p>「Re-Designおおさか～大阪市DX戦略～」の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「Re-Designおおさか～大阪市DX戦略～」に基づく事業・施策の立案及び推進</li> </ul>

上記のSDGsゴール番号については、基本目標における各施策が貢献するSDGsゴール番号をとりまとめたもの

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

### (国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

## 第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

## 第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

CITY OF OSAKA  
大阪府 大阪市